

さいたま市技能者表彰式典運営等業務 業務委託仕様書

- 1 件 名 さいたま市技能者表彰式典運営等業務
- 2 履行場所 さいたま市内
- 3 履行期間 契約締結の日から令和9年1月29日まで
- 4 業務内容 特記仕様書による。
- 5 一般事項
 - (1) 業務遂行上必要な事項は、別に特記仕様書に定める。
 - (2) 受託者は、本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するとともに、本仕様書、さいたま市契約規則、さいたま市業務委託契約基準約款及び別記情報セキュリティ特記事項の規定を遵守すること。
 - (3) 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
 - (4) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と協議すること。
 - (5) 受託者は、本業務に係る苦情・事故等が発生した場合や災害等による被害が発生した（発生するおそれのある）場合は、迅速かつ適切な処置をとるとともに、遅滞なく委託者に連絡すること。また、これらの原因・発生状況及び対応結果について、委託者に報告を行うこと。併せて、苦情・事故・災害等の発生時に適切な措置が講じられるよう、体制を整備し、社内教育（研修）等を実施すること。
 - (6) 受託者は、震災等の災害による影響等及び施設改修等、やむを得ない事情により、計画通りに本業務を実施することが困難な場合、開催日程の変更、又は他の施設を利用するなどの方法により、予定する全ての業務の実施に向けて、最大限の努力を行うこと。
 - (7) 契約内容の変更について
 - ア 契約締結後に必要な協議事項が発生した場合については、受託者は、その契約金額等に影響を与えない範囲で、調整及び変更に応じること。
 - イ 協議結果に基づく措置に要する費用については、委託者が認めたものを除き、全て受託者の負担とする。
 - ウ 受託者は、業務実施期間内に本業務の内容等の変更により、委託内容及び委託料の変更が必要になったと認められるとき、その変更について、協議を求めることができるものとする。
 - (8) 本業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については、委託者に帰属するものとする。
 - (9) 受託者は、本業務の実施に係る経理について、受託者の他の業務に係るものとは別にし、適正に管理すること。

- (10) 受託者は、本業務に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、本業務の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。
- (11) 受託者は、その他本業務の実施に際しては委託者の指示に従うこと。
- (12) 委託者は、業務履行中の従事者の事故については一切責任を負わない。
- (13) 受託者は、業務の執行にあたり、受託者の責に帰する事由により、利用者その他の第三者に損害を及ぼした場合には、その賠償の責任を負うものとする。第三者に生じた損害が委託者・受託者双方の責に帰すことができない事由による場合は、協議の上、対応を決定する。委託者は、受託者の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に賠償した場合、受託者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- (14) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (15) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

さいたま市技能者表彰式典運営等業務 業務委託特記仕様書

1 目 的

永く同一の職業に従事し、技能の向上及び後進の育成等に貢献した技能者並びに優秀な技能を有する青年技能者について、その功績を顕彰し、もって一人ひとりの勤労に対する一層の意欲向上と市内産業の更なる発展を図る。

2 業務内容

(1) 式典設営・撤収について

ア 会場、使用予定日時について

- (ア) 会 場 武蔵浦和コミュニティセンター多目的ホール
- (イ) 開 催 日 令和8年11月24日（火）
- (ウ) 準 備 9：00 から 14：30 まで
- (エ) 開 催 14：30 から 15：30 まで
- (オ) 会場撤収 15：30 から 17：00 まで

イ 会場の確保について

会場（附属設備を含む）は、委託者にて確保する。施設の附属設備等については、「武蔵浦和コミュニティセンター」のホームページを参照すること。

(<https://www.musashiurawa-sp.info/musashi/kakushu/>)

また、施設使用料及び附属設備使用料については委託者負担とし、会場にない設備を使用する場合の費用等については、受託者負担とする。

ウ 会場の設営について

会場設営に関し、以下のものを準備し、設営・撤去すること。

また、席札及び名札については、表彰の種別により色分けすること。

表彰式ステージ看板及びプログラムのデザイン並びに会場レイアウトについては、別途協議の上決定することとする。

摘 要	数 量	単 位
会場備品（受付案内表示等）	1	式
表彰式ステージ看板（想定：紙や布等で作成したものを、施設の附属設備である W6,000 mm×H800 mmの木板に張り付ける）	1	枚
プログラム（想定：A4判カラー4ページ、70部）等の作成	1	式
席札（想定：出席者分25枚）	1	式
名札（記念品貼付用）（想定：出席者分25枚）	1	式
受付 各種目印	1	式

(2) 式典運営について

式典の運営に関し、以下の作業を行うこと。

ア 式典の司会者を手配すること。

イ カメラマンを手配し、市長と受賞者の集合写真及び各受賞者の壇上の様子の写真撮

影を行うこと。また、壇上での様子を各人につき2枚程度撮影すること。

ウ 会場準備から式典終了までの間、実施状況を写真により記録し、業務完了報告時に提出すること。

エ 式典に関し、以下の記念品及び表彰状用丸筒等を用意すること。

なお、表彰状については、委託者にて用意する。

(ア) 受賞者を40人、そのうち式典出席者は25人と想定する。

(イ) 費用は上限25万円(税込)とし、委託者と協議の上、決定すること。

(ウ) 以下の記念品及び丸筒等には、受賞者の氏名等を記載したラベルを貼付すること。

摘 要		想定数量	単 位
記念品	技能功労者表彰	20	個
	優秀技能者表彰	15	個
	青年優秀技能者表彰	5	個
丸筒		40	個
表彰状・記念品持ち帰り用紙袋		25	枚

(3) 式典終了後の業務について

ア 集合写真を現像・焼増し(127mm×178mm(キャビネ版)サイズ)し、受賞者へ郵送すること。

焼増し枚数は、出席者数分とする。

焼増しをする際には、写真下部に、次のとおり写植を入れること。

『令和8年度 さいたま市技能者表彰記念 令和8年11月24日』

イ 各受賞者の壇上の様子を撮影した写真(1カット)を現像・焼増し(ハガキサイズ)し、集合写真とともに受賞者へ郵送すること。

焼増し枚数は、各受賞者(1カット)1枚とする。

ウ 集合写真及び各受賞者の壇上の様子を撮影した写真を電子媒体(CD等)で委託者へ納品すること。

エ 欠席者へ表彰状及び記念品を発送し、発送後の控えについて、委託者へ提出すること。

3 業務の報告事項

次に掲げる資料を、委託者が指示する時期までに、速やかに提出すること。

様式については、以下で指示するもののほか、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

なお、報告内容に変更が生じた場合は、速やかに委託者へ連絡を行うとともに、変更事項を修正した資料を提出すること。

(1) 管理関係

ア 業務体制及び情報セキュリティ体制報告書(様式1)

- イ 緊急連絡体制報告書（様式 2）
- ウ 教育実施報告書（様式 3）
- エ 情報資産の受渡票（様式 4）
- オ 情報資産抹消報告書（様式 5）
- カ 情報セキュリティ運用状況報告書（様式 6）
- キ 業務完了報告書（様式 7）

(2) 業務関係

- ア 実施状況報告書
- イ 集合写真及び各受賞者の壇上の様子を撮影した写真の電子媒体（CD 等）1 式
- ウ 会場準備から式典終了までの間の実施状況を記録した写真の電子媒体（CD 等）1 式
- エ 欠席者への表彰状及び記念品発送後の控え
- オ 苦情・事故報告書（苦情・事故が発生した場合のみ）

4 事業費の支払等について

- (1) 受託者の怠慢行為、業務不履行等、受託者の責に帰すべき要因により、実績が仕様内容を満たさない場合は、契約金額を減額して支払うことがある。
- (2) 震災等の災害による影響等及び施設修繕等、やむを得ない事情により式典を中止等する場合、契約金額の支払いについては、委託者と受託者が協議の上決定することとする。

(参考 1) 過去の受賞者数、式典出席者数

		受賞者数（人）	うち式典 出席者数（人）
令和 7 年度	技能功労者	13	9
	優秀技能者	12	8
	青年優秀技能者	6	1
	合計	31	18
令和 6 年度	技能功労者	14	8
	優秀技能者	14	9
	青年優秀技能者	11	8
	合計	39	25
令和 5 年度	技能功労者	18	11
	優秀技能者	13	10
	青年優秀技能者	11	8
	合計	42	29

※式典出席者数は、出席と回答した人数を計上

(参考2) 表彰基準

次に掲げる条件を満たしている者とする。

(1) 技能功労者表彰

- ア 該当年度の11月1日現在において、別表1に規定する同一職種又は別表2に規定するさいたま市伝統産業に係る同一職種に30年以上従事している60歳以上の者
- イ 推薦時点において、主に市内でその職業に従事し、かつ、該当年度の11月1日現在において、市内でその職業に従事している者
- ウ 極めて優れた技能を有し、他の模範と認められる者
- エ 引き続き、その職業に従事する者
- オ 過去に本市の技能功労者表彰を受賞したことのない者

(2) 優秀技能者表彰

- ア 該当年度の11月1日現在において、別表1に規定する同一職種又は別表2に規定するさいたま市伝統産業に係る同一職種に15年以上従事している者
- イ 推薦時点において、主に市内でその職業に従事し、かつ、該当年度の11月1日現在において、市内でその職業に従事している者
- ウ 優れた技能を有し、他の模範と認められる者
- エ 引き続き、その職業に従事する者
- オ 過去に本市の技能功労者表彰及び優秀技能者表彰を受賞したことのない者

(3) 青年優秀技能者表彰

- ア 該当年度の11月1日現在において、別表1に規定する同一職種又は別表2に規定するさいたま市伝統産業に係る同一職種に5年以上従事している39歳以下の者
- イ 推薦時点において、主に市内でその職業に従事し、かつ、該当年度の11月1日現在において、市内でその職業に従事している者
- ウ 優れた技能を有し、将来を嘱望されており、他の模範と認められる者
- エ 引き続き、その職業に従事する者
- オ 過去に本市の優秀技能者表彰及び青年優秀技能者表彰を受賞したことのない者

別表 1

1	建 築 大 工	16	造 園 師	31	製 靴 職
2	左 官	17	石 工	32	下駄製造職
3	畳 職	18	木 型 師	33	桶製造師
4	建具・家具製造師	19	製菓技術士	34	貴金属装身具製造職
5	塗 装 工	20	写 真 師	35	豆腐製造職
6	と び 職	21	印章彫刻士	36	製パン技術士
7	建築板金工	22	鍼灸・マッサージ師	37	すし調理師
8	屋 根 職	23	染 物 職	38	麺類調理師
9	表 具 師	24	和 裁 師	39	中華料理調理師
10	配 管 工	25	洋 裁 師	40	日本料理調理師
11	ガ ラ ス 工	26	洋 服 師	41	自転車組立整備士・ 自転車技士
12	ブロック建築工	27	時計修理士	42	自動車整備士
13	タイル張工	28	クリーニング師	43	その他市長が認めた職
14	内 装 師	29	美 容 師		
15	電気工事士	30	理 容 師		

別表 2

1	岩槻の人形
2	大宮の盆栽
3	浦和のうなぎ